

山梨県国民保護計画の変更(案)について

1 山梨県行政組織規則の改正による組織や役職名の変更

(1) 部局名、分掌事務の変更(P53～55)

一部の部局名、及び分掌事務が変更になったことに伴い、県対策本部における各部名称、及び分掌事務を変更する。

(2) 防災局新設に伴う変更(P15ほか)

平成27年度までは、国民保護担当課として総務部防災危機管理課、及び課内室として消防保安室が設置されていた。平成28年4月より新たに防災局が設置され、防災危機管理課と、消防保安室が課となった消防保安課の2課体制となった。それに伴い、計画において、「防災危機管理課」とだけ記載した場合、消防保安課が含まれないことになるため、防災危機管理課と消防保安課を併記する。

防災局の新設に伴い、それまでの防災危機管理監の役職が廃止となり、新たに防災局長の役職が設置された。そのため、これまで防災危機管理監であった連絡本部事務局長等について、防災局長へ変更する。同様に、総務部次長の箇所を防災局次長に変更する。

2 その他の変更

- (1) 県対策本部長である知事の不在時における権限移譲順位について、現在の計画では第一順位に副知事としか記載がされていなかったが、平成27年7月より副知事は2名体制となっていることから、権限移譲順位を明確化する。(P52)